

## 調理場における施設運営について

釜石市における新しい生活様式の普及と市公共施設利用等の段階的緩和の目安に準じて、給食センター会議室の使用に関し新型コロナウイルス感染症予防対策を講じる。

### 1 会議室の活用

#### (1) 使用目的

- ① 施設見学・試食会のほか、運営委員会等給食センターに関連する会議及び協議の開催に限る。

#### (2) 使用可能定員

- ① 60人とする。  
→ 対応：収容率50%以内 30人とする。
- ② 児童生徒において定員数を超える場合は別途協議のうえ対応する。  
→ 対応しない。

#### (3) 使用日時

- ① 平日のうち給食センターが許可した日に限る。
- ② 9:00から17:00まで

### 2 試食会の受け入れ

#### (1) 受入可能人数

- ① 学校 会議室定員を上回る場合は別途協議のうえ対応する。  
→ 対応：会議室定員の50%以内 30人とする。
- ② 一般及び団体 対応職員による管理可能人数とし、定員を設ける。  
→ 対応：今後の動向を確認し実施時期を検討する。

#### (2) 申請期間

- ① 学校 実施日の1ヶ月前まで
- ② 一般及び団体 日時を設定して実施する。

#### (3) 受入日及び時間

- ① 学校給食実施日のみとする。
  - ② 原則11:30から13:00（喫食時間は12:00から）
- ※ 前後の時間において、施設見学可能とする。

(4) 利用料金

- ① 食材料費として小学校給食費相当額と同額（282 円）とする。
- ② 実施日 7 日前までのキャンセルの場合は徴収しない。

(5) 周知方法

- ① 市広報紙、ホームページ、食育だより等を活用する。

### 3 施設見学の受け入れについて

(1) 受入可能人数

- ① 学校 会議室定員を上回る場合は別途協議のうえ対応する。  
→ 対応：会議室定員の 50%以内 30 人とする。
- ② 一般及び団体 定員を設ける。  
→ 対応：今後の動向を確認し実施時期を検討する。

(2) 申請期間

- ① 学校 実施日の 1 ヶ月前まで
- ② 一般及び団体 日時を設定して実施する。

(3) 対応時間

- ① 原則 9 : 00 から 11 : 00 及び 13 : 00 から 15 : 00
  - ② 所要時間  
1 時間未満
- ※ 試食会と同日実施可能とする。

(4) 見学場所

- ① 2 階見学通路及び会議室のみとする。  
・見学通路から見えない調理場については、会議室のモニターによる。
- ② 調理風景は受入時間により、会議室モニターによる録画のみの場合がある。

(5) 周知方法

- ① 市広報紙、ホームページ、食育だより等を活用する。